

# 社会保険 とらぎ

SHAKAI HOKEN TOCHIGI

2022.12

隔月発行

No. 734

## CONTENTS

### 日本年金機構 P2・3

- 老齢年金の受給
- 育児休業等期間中の社会保険料免除要件

### 協会けんぽ P4・5

- 高額療養費制度
- 申請書の様式変更

### 社会保険協会 P6

- 事業所の皆様とそのご家族の福利厚生にご利用ください  
～利用できる割引券がまだ若干あります～  
あしかがフラワーパークのイルミネーション  
JAはが野益子観光いちご団地いちご狩り  
ハンターマウンテン塩原&マウントジーンズ那須スキーリフト券

### 今月のお知らせ

8月末にお届けしました、来年度からの口座振替での年会費の納入について、検討中の事業所様がいらっしゃれば12月末まで受け取りますので「口座振替依頼書」をご送付ください。  
お手元に「口座振替依頼書」がない場合は、TEL・FAXいただければ、すぐに郵送させていただきます。



あしかがフラワーパーク

## 令和4年4月から老齢年金の繰上げ減額率が見直されました

老齢年金を65歳前に受給開始（繰上げ受給）する場合、繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数に応じた減額率により、年金額は減額されます。

令和4年4月から、この繰上げ受給の減額率が1月あたり0.5%から0.4%に変更されました。

対象となる方は令和4年3月31日時点で、60歳未満の方（昭和37年4月2日以降生まれの方）です。昭和37年4月1日以前生まれの方については、現行の減額率0.5%から変更はありません。

## 令和4年4月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられました

老齢年金を66歳以後に受給開始（繰下げ受給）する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額（1月あたり0.7%増額）します。高齢期の就労の拡大を踏まえ、年金受給者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的として、令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

対象となる方は令和4年3月31日時点で、次の①②のいずれかに該当する方です。

①70歳未満の方

（昭和27年4月2日以降生まれの方）

②老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方

（受給権発生日が平成29年4月1日以降の方）

※上記の①②のいずれにも該当しない方は、令和4年3月までと同様に繰下げの上限年齢は70歳です。

### 『ねんきんダイヤル』 年金相談に関する一般的なお問い合わせ



0570-05-1165

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6700-1165

〈受付時間〉	月 曜 日	午前8：30～午後7：00
	火～金曜日	午前8：30～午後5：15
	第2土曜日	午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ



0570-05-4890

050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6631-7521

〈受付時間〉	月～金曜日（平日）	午前8：30～午後5：15
	※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。	

お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

令和4年10月から

# 育児休業等期間中の 社会保険料免除要件が見直されました。



希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるよう、柔軟な育児休業の取得等を促進し、全世代対応型の社会保障制度を構築することを目的として、育児休業中の保険料免除要件が見直されました。

## 育児休業中の保険料免除とは？

3歳に満たない子を養育するための育児休業等（育児休業及び育児休業に準じる休業）期間は、事業主が「育児休業等取得者申出書」を提出することにより、健康保険・厚生年金保険の保険料が事業主負担分・被保険者負担分ともに免除されます。

## 同月内に14日以上育児休業等を取得した場合も免除されます

これまでの保険料免除要件（育児休業等を開始した日の属する月から終了する日の翌日が属する月の前月まで）に加えて、育児休業等を開始した日の属する月内に、**14日以上**（休業期間中に就業予定日がある場合は、当該就業日を除く。また、土日等の休日も期間に含む。）の育児休業等を取得した場合も、当該月の月額保険料が免除されます。

### 月額保険料の免除

※斜線部分が保険料免除月

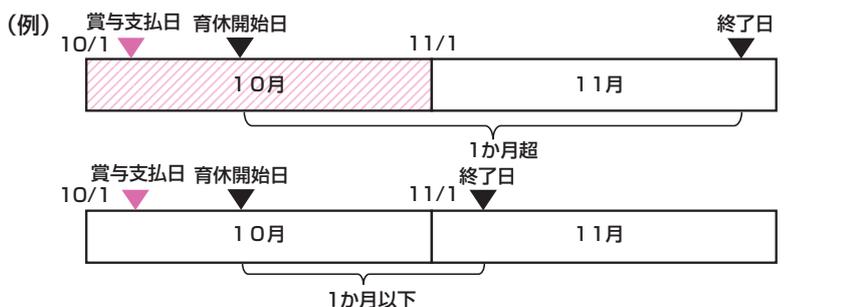


## 賞与保険料の免除要件が変わります

賞与保険料は、賞与を支払った月の末日を含んだ連続した1か月を超える育児休業等を取得した場合に免除されます。1か月を超えるかは暦日で判断し、土日等の休日も期間に含まれます。

### 賞与保険料の免除

※斜線部分が保険料免除月



▶制度の詳細な内容や届書様式については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

お問い合わせは、お近くの年金事務所まで

県内年金事務所の  
電話番号

宇都宮西年金事務所 TEL. 028(622)4281

宇都宮東年金事務所 TEL. 028(683)3211

栃木年金事務所 TEL. 0282(22)4131

大田原年金事務所 TEL. 0287(22)6311

今市年金事務所 TEL. 0288(88)0082

 **日本年金機構**  
Japan Pension Service

(<http://www.nenkin.go.jp/>)

## 協会けんぽからのお知らせ



### 高額な医療費を支払ったときは高額療養費をご申請ください

#### ◆高額療養費って？

高額療養費とは、1ヶ月（1日～月末まで）に医療機関等の窓口で支払った医療費が高額になった場合、一定の額（自己負担限度額 表1参照）を超えた分が、申請により払い戻される制度です。  
※入院したときの差額ベッド代や食事代のような保険外の負担分は対象となりません。

《イメージ》



※医療費が高額になることが事前に分かっている場合には、医療機関等窓口でのお支払いが自己負担限度額までになる「限度額適用認定証」をご申請ください。

#### ◆自己負担限度額はどれくらい？ ※70歳未満の方の場合

(表1)

被保険者の所得区分			自己負担限度額（みなさまにご負担いただく額）
ア	標準報酬月額	83万円以上	252,600円 + (10割分の総医療費 - 842,000円) × 1%
イ		53万～79万円	167,400円 + (10割分の総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ		28万～50万円	80,100円 + (10割分の総医療費 - 267,000円) × 1%
エ		26万円以下	57,600円
オ	低所得者（住民税非課税者等） ※所得区分がウ・エの方に限ります。		35,400円

※年齢やお勤めのご本人（被保険者）様の所得区分によって、自己負担限度額は変わります。  
※70歳～75歳未満の方につきましては、ホームページをご確認ください。

協会けんぽ 高額療養費



#### ◆同じ月で複数の医療機関にかかった場合はどうなる？

70歳未満の方の場合は、受診者別に次の基準によりそれぞれ算出された自己負担額（1ヵ月）が21,000円以上のものを合算することができます。

《自己負担額の基準》

- ・医療機関ごとに計算します。同じ医療機関であっても、①医科入院、②医科外来、③歯科入院、④歯科外来にわけて計算します。
- ・医療機関から交付された処方せんにより調剤薬局で調剤を受けた場合は、薬局で支払った自己負担額を処方せんを交付した医療機関に含めて計算します。

※70歳～75歳未満の方は金額を問わずすべての自己負担額を合算できます。



申請書のご提出は郵送をお願いします

提出先▶

・栃木支部のホームページから各種申請書、宛名ラベルを印刷できます。

〒320-8514

宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階  
全国健康保険協会栃木支部

お問い合わせ 業務グループ 028-616-1693

# 協会けんぽの各種申請書（届出書）は 令和5年1月以降 新様式のご使用をお願いします



協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に各種申請書（届出書）の様式を変更します。  
※令和5年1月以降に現在使用している申請書（届出書）で申請された場合、事務処理等に時間を要してしまう場合がございますので、新様式のご使用をお願いします。

## 様式を変更する主な申請書（届出書）

健康保険給付関係	任意継続関係
傷病手当金支給申請書	任意継続被保険者資格取得届出書
療養費支給申請書（立替払等）	任意継続被保険者被扶養者（異動）届
療養費支給申請書（治療用装具）	任意継続被保険者資格喪失届出書
限度額適用認定申請書	任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更（訂正）届
限度額適用・標準負担額減額認定申請書	
高額療養費支給申請書	
出産手当金支給申請書	
出産育児一時金支給申請書	
出産育児一時金内払金支払依頼書	
埋葬料（費）支給申請書	
特定疾病療養受療証交付申請書	
	被保険者証等再交付関係
	被保険者証再交付申請書
	高齢受給者証再交付申請書

## 様式変更のポイント💡

### ポイント①

#### マス目化した記入欄を増やしました

- 文字の読み取り精度を高め、より迅速に事務処理を行うため、マス目化した記入欄を増やしました。

### ポイント②

#### 記入方法を記述式から選択式に変更しました

- わかりやすい記入方法とするため、記述式から選択式に変更しました。

- 新様式の申請書（届出書）は、協会けんぽのホームページよりダウンロードいただけます。なお、協会けんぽ都道府県支部へ郵送をご依頼いただくことでもご入手いただけます。

お問い合わせ 業務グループ 028-616-1693



全国健康保険協会 栃木支部

協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

TEL 028-616-1691（代表）

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

事業所の皆様とそのご家族の福利厚生にご利用ください

先着順で交付しています施設利用割引券のうち、これからも利用できる割引券がまだ若干ございます。  
本年度、まだ、お申込みをいただいていない事業所様につきましては、是非ご利用ください。



あしかがフラワーパーク入園割引券

(申込書は4月の事業のご案内又はHPから)

春の見事な大藤と同じくらい美しい、冬のイルミネーション「あしかがフラワーパーク光の花の庭」はイルミネーションアワードの全国ランキング6年連続第1位を獲得しています。



協会職員  
メモ

藤の花を表現した輝きは、圧巻です。あしかがフラワーパークの皆さんが手作業で豆電球を取り付けているということですが、その膨大な数の多さに目を見張ります。

園内全てが工夫を凝らした幻想的な光に溢れています。個人的には、「光の花手水」に魅せられ、スマホに納めた写真を繰り返し眺めています。

屋外ですので、全身暖かくしてお出かけください。帰りは好みの佐野ラーメン店に寄り温まりました。

JAはが野益子観光いちご団地いちご狩り入園割引券

(申込書は10月号又はHPから)

県内最大規模のいちご狩りのできる施設です。  
苺は「とちおとめ」。家族や友人と一緒に出かけください。



協会職員  
メモ

冬ばれの日に何うと、ハウスの中は、汗ばむくらいの暖かさ。沢山の方が訪れており、笑い声があちこちに響いていましたが、100棟超えのハウスがあり、順番にいちご狩りのできる棟を案内してくれます。自分で熟した大きな苺を見つけて食べるのは楽しいものです。帰りは、ユニークな真岡鐵道の真岡駅舎を見てきました。SLの走る日時を確認してSLの走る姿を見るのも一興ですね。また、益子の街中へ足を延ばし、陶芸店を眺めたり、里山を散策するのも楽しいと思います。

ハンターマウンテン塩原・マウントジーンズ那須 スキーリフト利用割引券

(申込書は10月号又はHPから)

今年から県内2つのスキー場共通スキーリフト割引券にいたしました。2カ所のどちらかを選んでお楽しみください。



協会職員  
メモ

年齢と共に運動離れになり、脚力が弱り、大好きだったスキーも遠のいていました。数年前、思い立って、カービングの板と最新ブーツを購入したところ、少しの操作で回転します。らくちんです。

ストックよし、ヘルメットよし、ゴーグルよし、手袋よし。白銀の世界に出かける前のワクワク感がよみがえってきます。山に沢山の雪が降り積もりますように。